各種控除について

12　社会保険料控除・・・国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料などの社会保険料を支払った人
あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族が負担することになっている社会保険料で、あなたが支払ったり、給与から差し引かれている場合に記入します。支払った金額が控除対象となります。

13　小規模企業共済等掛金控除・・・小規模企業共済等掛金を支払った人
小規模企業共済法に基づく掛金や心身障害者扶養共済制度に基づく掛金等を記入します。

14　生命保険料控除・・・生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った人
あなたが令和5年中に支払った生命保険料（新、旧）、個人年金保険料（新、旧）、介護医療保険料があれば、各々の合計金額から配当金等を差し引いた金額を記入します。

15　地震保険料控除・・・地震保険料や旧長期損害保険料を支払った人
地震保険料や長期損害保険料（平成18年末までに契約締結）があれば、令和5年中の支払額から余剰金や割戻金を差し引いた金額を地震保険料と旧長期損害保険料に区分して記入します。

本人の控除について

16　寡婦・ひとり親控除
・ひとり親とは・・・
　婚姻歴や性別に関わらず、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子（他の方の同一生計配偶者、扶養親族とされない方）を有する合計所得金額が500万円以下の単身者
・寡婦とは・・・
　①夫と離婚した後婚姻していない方で扶養親族を有する合計所得金額が500万円以下の方
　②夫と死別した後婚姻していない方、又は夫が生死不明の方で合計所得金額が500万円以下の方
　上記①又は②のいずれかに該当する方
※どちらも住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載のある方は対象外となります。

17　障害者控除
身体障害者手帳や療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている方
年齢65歳以上で、要介護・要支援の認定を受けている方（介護長寿課にて障害者控除対象者認定書を発行してもらってください。）
（特別障害）
身体障害者手帳（1・2級）、療育手帳（A）、精神障害者保健福祉手帳（1級）などの方
（普通障害）
身体障害者手帳（3級以下）、療育手帳（B）、精神障害者保健福祉手帳（2・3級）などの方
＊申告の際には必ず手帳を持参してください。

18　勤労学生控除
大学・高校又は一定の専修学校などの学生か生徒で合計所得が75万円以下の方であり、かつ、そのうち勤労に基づかない所得が10万円以下の方
＊申告の際には必ず学生証を持参してください。

扶養控除について

※事業専従者は除きます。

19~20
配偶者控除
あなたの合計所得が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得が48万円以下の方
配偶者特別控除
あなたの合計所得が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得が48万円超133万円以下の方
同一生計配偶者
あなたの合計所得が1,000万円を超える場合は、配偶者控除の適用は受けられません。ただし、扶養親族等の人数に含める場合、または障害者控除の適用を受ける場合は、同一生計配偶者欄を○で囲ってください。

21　扶養控除
あなたと生計を一にする扶養親族で、合計所得金額48万円以下の方
※国外居住親族に係る配偶者・扶養控除等の適用を受ける場合には、親族関係書類及び送金関係書類を申告書に添付又は提示する必要があります。（30歳以上70歳未満の国外居住親族は、送金関係書類で38万円以上の送金をしている必要があります。）

雑損・医療費控除について

24　雑損控除・・・災害や盗難、横領により住宅や家財等に損害を受けた人
あなたや、令和5年分の所得金額が48万円以下の配偶者やその他の親族であなたと生計を一にしている人の分が適用されます。
雑損控除＝（損害金額－保険金で補てんされる金額）－（総所得金額等×10%）又は（災害関連支出金額－保険金で補てんされる金額）－5万円のいずれか多い方の金額

25　医療費控除・・・病院などで医療費の支払いもしくは介護費用の支払いがあった人
あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために令和5年中に支払った医療費や介護費用
従来の医療費控除＝(支払った医療費、介護費用－保険金等で補てんされる金額)－{(総所得金額等×5%)又は10万円のいずれか低い金額}　＊限度額200万円
セルフメディケーション税制による控除＝（OTC医薬品の購入額－保険金等で補てんされる金額）－12,000円　＊限度額88,000円
※セルフメディケーションを選択する場合は、申請者が一定の取組（健康診断等）をおこなっていることが条件です。
※セルフメディケーションと通常の医療費控除は併用できません。
＊領収書をまとめ、合計額を算出し、事前に「医療控除の明細書」（別添参照）を作成し、提出して頂きますようお願いします。

申告書記載例（表）

令和６年度（令和５年収入分）市民税・県民税兼国民健康保険税申告書

宜野湾市長 殿
〒

マイナンバーを記入してください。
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

令和6年1月1日の住所 宜野湾市 野嵩1－1－1
宛名番号
フリガナ ギノワン タロウ
氏名 宜野湾 太郎
電話番号を記入してください。
電話番号 090－△△△△－○○○○
生年月日 1 2 3 4 5 明 大 (昭) 平 令 37 年 5 月 6 日
世帯主 本人

給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法
☐ 給与から差し引き（特別徴収）　☐ 自分で納付（普通徴収）
※左記にチェックがない場合は特別徴収扱いとなります。

3　所得から差し引かれる金額に関する事項

12 社会保険料控除	国民健康保険 125,000	介護保険 13,000	後期高齢者医療保険 25,000
	国民年金 159,000	他・社会保険料	合計 322,000

13 小規模企業共済等掛金控除

14 生命保険料控除	契約内容	新制度	旧制度
	生命保険料	65,000	12,000
	個人年金保険料	43,000	50,000
	介護保険料	10,000	

15 地震保険料控除	地震保険料の支払い額	旧長期保険料の支払い額
	13,000	

16 ☐寡婦　☐ひとり親（☐死別 ☐離婚 ☐生死不明　扶養親族 ☐有 ☐無）
17 ☐ 本人障害　身体・精神・療育（　　）級
18 ☐ 勤労学生控除（学校名＝　　）

控除証明書を持参してください。

19~20 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者の氏名	生年月日	区分	配偶者の合計所得
	宜野湾 桃子	明・大・(昭)・平・令 37.5.5	☐同居 ☐別居	20,000
配偶者個人番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		障害 (身)・精・療（2）級	

21 扶養控除		氏名	生年月日	区分	続柄	障害
	1	宜野湾 さくら	明・大・(昭)・平・令 62.3.5	☑同居 ☐別居	子	身・精・療（　）級
		個人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
	2	宜野湾 次郎	明・大・昭・(平)・令 10.9.24	☑同居 ☐別居	子	身・精・療（　）級
		個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			
	3	宜野湾 ナベ	明・大・(昭)・平・令 13.8.30	☐同居 ☑別居	母	(身)・精・療（1）級
		個人番号	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3			
	4		明・大・昭・平・令	☐同居 ☐別居		身・精・療（　）級
		個人番号				
	5		明・大・昭・平・令	☐同居 ☐別居		身・精・療（　）級
		個人番号				

マイナンバーを記入してください。
障害者手帳等の提示をしてください。
配偶者控除、扶養控除は他の納税者と重複して受けることはできません。

★ 別居している扶養親族に関する事項

氏名	住所
宜野湾 ナベ	那覇市泉崎○－○－○

別居の場合は住所の記入をお願いします。

24 雑損控除	損害			受けた資産の	
	損害金額		保険金等で補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額	
25 医療費控除	医療費 150,000		セルフメディケーション	補てん金額	

併用不可のため一方のみ記入してください。

領収書を持参してください。

2 所得の金額等			
事業	営業等	ア	3,260,000
	農業	イ	
不動産		ウ	360,000
利子		エ	
配当		オ	
給与		カ	1,440,000
雑	公的年金	キ	
	業務	ク	
	その他	ケ	
総合譲渡・一時	短期	コ	
	長期	サ	
	一時	シ	
事業	営業等	1	1,150,500
	農業	2	
不動産		3	344,000
利子		4	
配当		5	
給与		6	790,000
雑	公的年金	7	
	業務	8	
	その他	9	
総合譲渡・一時		10	
合計		11	2,284,500

4 所得から差し引く額		
社会保険料控除	12	記入不要です。
小規模企業共済等掛金控除	13	
生命保険料控除	14	
地震保険料控除	15	
寡婦（ひとり親）控除	16	
勤労学生障害者控除	17~18	
配偶者控除	19	
配偶者特別控除	20	
扶養控除	21	
基礎控除	22	
12~22までの合計	23	
雑損控除	24	
医療費控除	25	
合計(23+24+25)	26	

受付	確申入力	アクロ	扶養	帳表出力	

《申告についてのお問い合わせ》宜野湾市役所　税務課　市民税係　（098）－893－4411　内線1862～1866